

# 塚原台地区自治会規約

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本団体は、塚原台地区自治会（以下「本会」という。）と称する。

### (区域)

第2条 本会の区域は、春日市地区設置規則(平成11年規則第2号)第2条に定める塚原台地区区域とする。

### (事務所)

第3条 本会の事務所は塚原台地区公民館（塚原台1丁目76番2号）内に置く。

### (会 員)

第4条 本会の会員（以下「会員」という。）は、第2条の区域に居住する者、事業所又は団体の事務所等を置く者（以下「事業者」という。）固定資産を有する者（以下「所有者」という。）のうち、会に入会した者をもって構成する。

2. 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

## 第2章 目的および事業

### (目 的)

第5条 本会の目的は次の通りとする。

1. 会員が明るく安心して生活ができるまちを創造すること。
2. 会員が、心豊かな暮らしを実感することができるよう、これを支援すること。
3. 会員が、共に支えあい、見守りあうことのできる関係を構築する。

### (事 業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流、親睦を促進するための事業。
- (2) 専門部活動に関すること。
- (3) 所有する資産又は受託した施設及び運営に関するここと。
- (4) 地域の将来計画の作成に関すること。
- (5) 市、関係機関、学校及び関係団体との連携を図るための事業
- (6) 高齢者の見守りその他の福祉と健康を推進するための事業
- (7) 子育て家庭を支援し、青少年を健全に育成するための事業
- (8) 防犯、防災、交通安全その他の安全安心を確保するための事業
- (9) 情報を提供し、又は収集するための事業
- (10) ごみ減量、リサイクルその他の環境保全及び環境改善のための事業
- (11) 生涯学習を推進するための事業
- (12) 指定管理者として塚原台地区公民館を管理する事業
- (13) その他会の目的達成に必要な事業。